

# 一般社団法人がんライフアドバイザー協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人がんライフアドバイザー協会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、がん患者に対する生活支援事業を通じ、がんに関する知識の普及及び医療従事者等の人材の育成を図り、保健・医療・福祉の増進及び、がんになっても安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. がんライフアドバイザー資格認定事業
2. 医療従事者に対するがんライフアドバイザー養成講座、通信講座の実施事業
3. がん患者支援に関する普及及び啓蒙事業
4. がん患者に対する生活支援事業
5. がん患者支援に関する研修、セミナー、講演会等の実施事業
6. 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第6条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。正会員は社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会員の負担すべき経費額
- (6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議・報告の省略)

第18条 理事又は社員が、社員総会の決議事項について提案をした場合、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事の員数が欠けた場合

には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、社員総会の特別決議によらなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可

決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、定時社員総会の決議に基づき、基金の全部又は一部を返還することができる。

4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、合併、事業譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(合併)

第41条 当法人は、社員総会の特別決議によって、他の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置ことができ、その組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	川崎由華	丸畑雄司	笹田友恵
設立時代表理事	川崎由華		
設立時監事	市野瀬克己		

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 兵庫県宝塚市野上2丁目2番41号  
設立時社員 川崎由華

住 所 和歌山県和歌山市三葛571番地23  
設立時社員 丸畑雄司

住 所 大阪市住吉区长居1丁目9番3号  
設立時社員 笹田友恵

住 所 大阪府東大阪市小若江1丁目20番4号  
設立時社員 市野瀬克己

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人がんライフアドバイザー協会設立のため設立時社員川崎由華外3名の定款作成代理人小林章浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年6月5日

設立時社員 川崎由華  
設立時社員 丸畑雄司  
設立時社員 笹田友恵  
設立時社員 市野瀬克己

上記設立時社員 4 名の定款作成代理人

住所 東京都新宿区北新宿 3 丁目 2 番 1 6 - 1 0 0 6 号

氏名 行政書士 小林 章浩